

高岡市電気メニュー切替促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギーや食料品等の物価高騰の影響を受けた市民及び事業者の光熱費に係る負担を軽減するとともに、カーボンフリー電気の利用を促進し、脱炭素社会の実現に向けた対策を推進するため、高岡市電気メニュー切替促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、高岡市補助金等交付規則（平成17年高岡市規則第32号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、カーボンフリー電気とは、太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものを由来とする電力又は化石燃料を使用しない非化石電源由来の電気である価値を証書とした非化石証書等の使用により、二酸化炭素を排出しない又は実質的に排出量がゼロとみなされる電気のことをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 補助金の申請日時時点で、環境省が公募する「地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画（脱炭素先行地域づくり事業）」に選定された本市の事業計画に基づく脱炭素先行地域（別紙に指定する範囲の地域をいう。（以下「対象地域」という。））において、低圧電力契約（電灯契約に限る。以下同じ。）又は高圧電力契約のいずれかを締結し、かつ、カーボンフリー電気メニューを利用していること。
- (2) 高岡市暴力団排除条例（平成24年高岡市条例第12号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (3) 本補助金の他に、国及び自治体等の負担又は補助を受けていないこと。
- (4) 市税に滞納がないこと。

(補助対象経費及び補助金額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象者が小売電気事業者から供給を受けた、4月から同年12月までにおけるカーボンフリー電気の電力総使用量（小売電気事業者において5月から翌年1月までに検針された電力量に限る。）に応じて算定される電気料金とする。

2 補助金の額は、次の各号に掲げる契約に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 低圧電力契約 前項に規定する期間の電力総使用量に1 kWh当たり2.2円を乗じて得た額又は6,000円のいずれか低い額
- (2) 高圧電力契約 前項に規定する期間の電力総使用量に1 kWh当たり2.2円を乗じて得た額又は120,000円のいずれか低い額

3 前項の規定により算出した額に100円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、高岡市電気メニュー切替促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に

提出するものとする。

- (1) 小売電気事業者が発行したカーボンフリー電気メニューへの契約変更内容が確認できる書類の写し
- (2) 前条第1項に掲げる期間におけるカーボンフリー電気の電力総使用量及び電気料金の支払が確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類
(交付申請の申込期限)

第6条 前条の規定による補助金の交付申請は、当該申請を行う会計年度の1月29日までに行わなければならない。

(交付決定等)

第7条 市長は、第5条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において、補助金の交付を決定するものとする。

(決定の通知)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、高岡市電気メニュー切替促進事業補助金交付決定通知書兼確定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条の審査により、補助金の交付が適当でないと認めるときは、高岡市電気メニュー切り替え促進事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助金交付請求書兼振込依頼書(様式第4号)により、補助金の交付を請求するものとする。

(補助金の交付)

第10条 市長は、前条の規定により補助金交付請求書兼振込依頼書の提出を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、交付決定者に当該請求額を交付するものとする。

(交付決定の取消等)

第11条 市長は、規則第17条に基づき、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金の全部又は一部が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(関係書類の保管)

第13条 交付決定者は、補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(報告、検査及び指示)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し質問をし、報告を求め、若しくは交付対象事業の施行上必要な指示をし、又は前条の帳簿その他関係書類について検査することができる。

(補助金の流用の禁止)

第15条 交付決定者は、交付を受けた補助金を他の用途に流用してはならない。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

3 前項の規定にかかわらず、この要綱の失効前に補助金の交付決定を受けた者に係る規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別紙

【対象地域の航空写真】



【対象地域のマップ】



高岡市長 あて

申請者 住 所

（法人の場合）名称・代表者の職名・氏名

（個人の場合）氏名

連絡先 TEL

高岡市電気メニュー一切替促進事業補助金交付申請書兼実績報告書

高岡市電気メニュー一切替促進事業補助金交付要綱第 5 条の規定により、補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

補助金申請額※ （百円未満切捨て）	金_____円（申請期間合計_____kWh×2.2円） 【申請期間】申請月に○を付ける（最大9か月分） <table border="1" data-bbox="528 1115 1390 1211"> <tr> <td>4月</td><td>5月</td><td>6月</td><td>7月</td><td>8月</td><td>9月</td><td>10月</td><td>11月</td><td>12月</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月									
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月											
契約電力の使用場所	<input type="checkbox"/> ←申請者住所と同じ場合は左にチェック 〒 _____ 高岡市																		
供給地点特定番号 （22桁の番号）																			
契約事業者名																			
契約電力メニュー名称																			
税情報の確認に関する 同意	どちらかにチェックしてください（例 <input checked="" type="checkbox"/> ） 私は、補助金の交付に必要な条件の確認のため、高岡市が保有する私（申請者）の税務情報を貴職が確認することに <input type="checkbox"/> 同意します。 <input type="checkbox"/> 同意しません。																		
小売電気事業者への電気需給契約状況、電力使用量及び電気料金の支払状況の確認に関する同意	どちらかにチェックしてください（例 <input checked="" type="checkbox"/> ） 私は、補助金の実績報告に必要な条件の確認のため、必要に応じて小売電気事業者が保有する私（申請者）の契約情報等を貴職が確認することに <input type="checkbox"/> 同意します。 <input type="checkbox"/> 同意しません。																		

※補助金上限金額は、低圧電力契約 6 千円、高圧電力契約 12 万円。

住所
氏名 様

高岡市電気メニュー一切替促進事業補助金交付決定通知書兼確定通知書

年 月 日付けで申請のあった高岡市電気メニュー一切替促進事業補助金については、高岡市電気メニュー一切替促進事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき審査し、次のとおり交付決定及び確定したので通知する。

年 月 日

高岡市長



- (1) 補助金の確定額 金 円
- (2) 補助金の交付条件

住所
氏名 様

高岡市電気メニュー切替促進事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった高岡市電気メニュー切替促進事業補助金については、高岡市電気メニュー切替促進事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき審査し、次のとおり不交付決定したので通知する。

年 月 日

高岡市長



不交付理由：

年 月 日

高岡市長 あて

住 所

（法人の場合）名称・代表者の職名・氏名

（個人の場合）氏名

補助金交付請求書兼振込依頼書

金 _____ 円

高岡市電気メニュー切替促進事業補助金を上記のとおり請求します。

また高岡市から受ける補助金については下記口座に振込み願います。

振 込 先	金融機関名及び 本・支店名	銀行・信用金庫・信用組合・農協 本・支店・出張所
	預金の種類及び 口座番号	普 通 口 座 口 座 番 号 当 座
	フリガナ	
	口座名義人	

※ 添付書類 口座番号及び口座名義人の確認できる書類（通帳表紙の裏面など）の写し